

# 行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ 使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行橋市制施行70周年記念冠称（以下「冠称」という。）並びに行橋市制施行70周年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）及び行橋市制施行70周年記念事業キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）を印刷物等に使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、冠称は次のものをいう。

- (1) 行橋市制70周年
- (2) 行橋市制施行70周年
- (3) 行橋市制70周年記念
- (4) 行橋市制施行70周年記念
- (5) 行橋市制70周年記念事業
- (6) 行橋市制施行70周年記念事業

2 この基準においてロゴマークは、次のものをいう。



行橋市制70周年

Yukuhashi City 70th Anniversary

3 この基準においてキャッチフレーズは、「つなげよう 未来に向かう 笑顔のバトン」をいう。

(使用料)

第3条 冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「冠称等」という。）の使用料は、無償とする。

（遵守事項）

第4条 冠称等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の前に市に使用申請（市又は市教育委員会が共催又は後援する事業にあつては、使用届出）をし、市から承認を受けること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用しないこと。
- (3) 特定の個人又は団体等の利益のために使用しないこと。
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠等として使用しないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反した使用をしないこと。
- (6) 市の名誉を著しく損なう恐れがある使用をしないこと。
- (7) デザイン、色等を変更して使用しないこと。
- (8) ロゴマーク及びキャッチフレーズを組み合わせて使用する場合、別図のとおりとすること。
- (9) 申請した内容に変更が生じた場合、市に変更申請をし、承認を受けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、報道機関が報道、広報等の目的で使用する場合、市立小中学校が教育等の目的で使用する場合及び個人がこの基準に定める事項を遵守し、個人的な目的で使用する場合は、申請又は届出を省略することができる。

（使用の中止等）

第5条 市は、使用者が前条各号に規定する事項を遵守していないと認める場合は、使用者に対し、直ちに当該使用を中止させ、状況に応じ必要な措置を求めることができる。

附 則

この基準は、令和5年12月15日から施行する。

別図（第4条関係）

1 ロゴマーク・キャッチフレーズ組合せ基本形



2 ロゴマーク・キャッチフレーズ組合せ派生形1



3 ロゴマーク。キャッチフレーズ組合せ派生形2



年 月 日

行橋市長 様

申請者

住所

団体名

氏名

連絡先

メールアドレス

## 行橋市制施行70周年記念冠称等使用承認申請書

行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準第4条第1項第1号の規定により、下記のとおり冠称等の使用を申請します。

使用する冠称等 (該当するものに○)	冠称 ・ ロゴマーク ・ キャッチフレーズ
冠称等の使用対象 (事業名、ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する品名等)	
概要 (事業概要、使用イメージ等)	
実施・使用期間	年 月 日～ 年 月 日
その他添付書類	見本品又はデザイン

年 月 日

行橋市長 様

申請者

住所

団体名

氏名

連絡先

メールアドレス

### 行橋市制施行70周年記念冠称等使用届出書

行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準第4条第1項第1号の規定により、下記のとおり冠称等の使用を届け出ます。

使用する冠称等 (該当するものに○)	冠称 ・ ロゴマーク ・ キャッチフレーズ
冠称等の使用対象 (事業名、ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する品名等)	
概要 (事業概要、使用イメージ等)	
実施・使用期間	年 月 日～ 年 月 日
その他添付書類	見本品又はデザイン

第 号

年 月 日

様

行橋市長

### 行橋市制施行記念冠称等使用承認通知書

年 月 日付で申請のあった冠称等については、下記のとおり承認したので、行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準第4条第1項第1号の規定により通知します。

使用者	
承認番号	
承認期間	
承認内容	

#### 使用条件

- 1 冠称等の使用にあつては、行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準・行橋市制70周年記念冠称・ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドラインに従ってください。
- 2 冠称等を使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとします。
- 3 物品および各種印刷物等に冠称等を使用する際にかかる経費は、使用者が負担してください。
- 4 使用条件に違反して冠称等を使用した場合、ロゴマーク使用申請の内容に虚偽があつた場合、使用条件の変更、使用承認の取消し又は使用物件の回収を求めることがあります。

年 月 日

行橋市長 様

申請者

住所

団体名

氏名

連絡先

メールアドレス

### 行橋市制施行70周年記念冠称等使用承認事項変更申請書

年 月 日付第 号で承認を受けた行橋市制施行70周年記念冠称等の使用を次のとおり変更したいので申請します。

承認番号	
変更する項目	
変更の内容	
変更の理由	

第 号

年 月 日

様

行橋市長

## 行橋市制施行70周年記念冠称等使用承認事項変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった行橋市制施行70周年記念冠称等使用承認事項の変更について、下記のとおり決定したので、行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準第4条第1項第8号の規定により通知します。

承認番号	
変更する項目	
変更の内容	

- 1 冠称等の使用にあつては、行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準・行橋市制70周年記念冠称・ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドラインに従ってください。
- 2 冠称等を使用する場合、使用する物品の表示、安全性に関する事項については、各種法律に基づき、使用者が全て責任を負うものとします。
- 3 物品および各種印刷物等に冠称等を使用する際にかかる経費は、使用者が負担してください。
- 4 使用条件に違反して冠称等を使用した場合又は使用申請の内容に虚偽があった場合、使用条件の変更、使用承認の取消し又は使用物件の回収を求めることがあります。



第 号  
年 月 日

様

行橋市長

### 行橋市制施行70周年記念冠称等使用承認取消通知書

年 月 日付 第 号で決定した行橋市制施行70周年記念冠称等の使用承認について、下記のとおり承認を取り消したので、行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズ使用基準第5条の規定により通知します。

承認番号	
冠称等の 使用内容	
取消年月日	年 月 日
取消理由	<input type="checkbox"/> 行橋市制施行70周年記念冠称並びにロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱第14条第1項第 号に該当 <input type="checkbox"/>

#### 備考

- 1 この承認の取消しにより、使用物品等の回収の措置を求めることがあります。
- 2 使用物品等の回収の措置により、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負いません。